

地方法人特別税等に関する暫定措置法案新旧対照条文 目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第四条関係）	1
○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第五条関係）	2
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	3
○ 統計法（昭和十九年法律第五十三号）（抄）（附則第七条関係）	4
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第八条関係）	5



○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第四条関係）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
<p>法律 略</p>	<p>事務 略</p>	<p>法律 略</p>	<p>事務 略</p>
<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）</p>		<p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）</p>	
<p>地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第 号）</p>		<p>第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第五条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の財源に充てるための地方債の特例) 第三十三条の五の五 略</p> <p style="text-align: center;">(地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う地方債の特例) 第三十三条の五の六 都道府県は、当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第 号）の施行による減収額がある場合においては、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の財源に充てるための地方債の特例) 第三十三条の五の五 略</p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例）</p> <p>第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における同勘定の歳出とする。</p> <p>2  当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第 号）による地方法人特別税の収入は交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は同勘定の歳出とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例）</p> <p>第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における同勘定の歳出とする。</p>

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（附則第七条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条 略</p> <p>第二条〜第二十四条 略</p> <p>（<u>地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正</u>）</p> <p>第二十五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第<u>号</u>）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十三条第一項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）<u>第二条に規定する指定統計</u>」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）<u>第二条第</u>四項に規定する基幹統計」に改める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条 略</p> <p>第二条〜第二十四条 略</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方特例交付金に關すること。</p> <p>二 交通安全対策特別交付金の交付に關すること。</p> <p>三 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に關すること。</p> <p>四 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に關すること。</p> <p>五 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に關する国際的取決めを協議し、及び締結すること。</p> <p>六 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に關する事業に係る交付金に關すること。</p> <p>2 略</p> <p>（地方財政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第五条 地方財政審議會は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律（平成十一年法律第十七号）、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号</p>	<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方特例交付金に關すること。</p> <p>二 交通安全対策特別交付金の交付に關すること。</p> <p>三 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に關すること。</p> <p>四 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に關する国際的取決めを協議し、及び締結すること。</p> <p>五 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に關する事業に係る交付金に關すること。</p> <p>2 略</p> <p>（地方財政審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第五条 地方財政審議會は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律（平成十一年法律第十七号）、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号</p>

（）、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（）及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。